

兵庫県立生野高等学校
令和7年度入学式

朝来市議会だより

第94号

令和7年
3月定例会



予算審議

補正予算

賛否の状況／
委員会報告

委員会調査報告

懲罰特別委員会

告発動議／
懲罰動議

ハラスメント防止及び
根絶に関する条例

一般質問

表紙写真コメント／
日程(6月定例会の予定)



前年度比
8.1%
増

1千万円成立

3月定例会が、2月26日から3月26日まで29日間の会期で開かれ、条例の制定1件、条例の一部改正14件、令和7年度予算10件、補正予算3件、人事案件などが提案されました。

新年度予算及び補正予算については予算決算特別委員会、条例制定等については所管する常任委員会で審査を行いました。

令和7年度の当初予算は、朝来市に住むことによって、市民の皆様の幸福度を上げて行く「幸せと暮らしを守り、住みたいと思われる予算」として編成されました。

予算決算特別委員会で審査し、本会議において、全会一致で原案のとおり可決しました。

新年度予算に関する主な質疑

問 来年の大河ドラマは「豊臣兄弟！」ということで、生野銀山もしくは竹田城跡が極めて重要な役割を占める。テレビ局等への積極的なプロモーションが求められると思うが、どのよう

な取り組みを行うのか。

答 昨年末から、NHKのプロデューサーや神戸放送局と連絡を取り合い、プロモーションや打ち合わせを行っている。大河ドラマ本編終了後に放送される紀行コーナーの紹介や、ポスター・パンフレット等の作成、出演者のトークショー、撮影時の衣装展示と様々な連携事業があるため、引き続きNHKと連絡を取り合い対応していく。

問 住宅リフォーム助成事業について、令和6年度は開始から応募が殺到し、数日で締切となった。令和7年度は予算額を倍増するというのだが、募集時期等についてはどのように計



▲予算額が倍増された住宅リフォーム助成事業

画されているか。

答 年度内に工事を完了しておくことが要件となっており、受付開始時期はなるべく年度当初となることが望ましく、周知期間との兼ね合いから、5月中旬受付開始予定としている。予算額を倍増することにより必要な方へ支援が行き渡り、市内経済の活性化にもつながると考える。

問 小・中学校維持管理事業について、昨今の猛暑により、屋内で冷風設備等を使用し体育の授業を行った際に、教室の電力を一時止めなければならぬデマンド抑制が起きている。各学校の実情を把握した上で、今後の電気代やデマンドの考え方を整理すべきではないか。

答 暑さ指数WBGITに基づき体育館で授業を行うこととなっているが、今後、学校の状況を細かく把握し、学校が使いやすい運用について調査研究を進めていく。

問 国が掲げる子育て支援を推進する政策を後押しする上でも、こども園の保護者に対する給食費も併せて無償化すべきではないか。

答 3歳未満には保育料に給食

令和7年度

一般会計予算235億

費が含まれているため、3歳未満の徴収金の中の保育料と給食費の区別ができない等、いろいろ調整する課題がある。今回、こども園の給食費の無償化についても検討したが、来年度以降に見送ることとした。

問 除雪作業の担い手を確保していくため、令和7年度から除雪機械運転資格取得補助金の予算が計上されている。この内容について、また、委託業者数、実際に稼働している除雪機械の台数について伺う。

答 除雪機械による作業を行う際に必要となる大型免許、大型特殊免許の取得、そして車両系建設機械運転技能講習の受講費の一部を補助しようとするもの。除雪に当たっていたいただいている委託業者の数は42社であり、80台の車両が稼働している。

問 新規の取組として生物多様性地域戦略が上げられている。市民の方の参加、特に地域の子どもや若者たちが参画できるような仕組みづくりが必要と考えるが、どういう形で進められようとしているのか。

答 令和5年の後期から「朝来市いきもの図鑑」として、市民

の皆さんにアプリを用いた情報収集にご協力いただいたり、和田山高等学校での川の生き物調査、東京大学との連携によるメダカの生息調査、また、小学校での環境学習の一環として行ったカタツムリの調査などで一定のデータは集まりつつある状況。今後も情報収集は継続しつつ、それらを踏まえた策定委員会を設置し、環境推進室だけでなく関係部課との連携も図りながら、2か年をかけて策定を進める。

問 農地一般管理事業について、ラジコン草刈り機の無償貸付け委託事業があるが、こういった形で実施されるのか。

答 5台の機械を市内の農機具販売店に購入していただき貸し出す方法となり、機械の損料や貸出しの返却に係る業務費、機械の保険料や刈刃の交換費用等については市が負担する。無償での貸付だが、燃料代や消耗品、点検代等となる2千円程度の徴収を予定している。対象は自治会、その他の団体とし、個人は想定しておらず、安全講習の受講と保険加入を要件とする予定である。



(予算審議)



▲無償貸付けが始まるラジコン草刈り機



朝来市 市民生活部
市民課 環境推進室

「みんなで作る！朝来市いきもの図鑑」




ミズイロオナガシジミ
Antigius attila
〒669-6292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
TEL: 079-672-6120 FAX: 079-672-1334
E-mail: karikyuu@city.asago.lg.jp

▲「朝来市いきもの図鑑」配布カード

予算決算特別委員会審査報告

令和7年度一般会計当初予算に係る予算決算特別委員会からの意見を紹介します。

○地域自治協議会支援事業

地域支援体制スーパードライズ業務委託についてはプロポーザルにより業者選定を行うとのことであるが、プロポーザル参加業者が多数となり競争力が働くよう参加条件等工夫されたい。

○健幸づくりポイント事業

利用者が使いやすいアプリの導入について調査研究を進め、年度内導入を視野に確実に準備を進められたい。

○天然記念物保護活用事業

施設整備の円滑な推進とともに、完成後に向けて、市内小中学校の自然教育における見学及び体験学習や、市外の児童生徒の見学や自然学習等を含む積極的な活用を進められたい。

○土づくりセンター整備事業

事業費6千6百万円をかけ、



▲改修予定の(仮称)朝来市自然環境保護施設

有機堆肥製造に係る小袋自動詰機設置工事が行われることにより、現在の1日200袋から1200袋へと生産増加が見込まれる。生産増に伴い、需要と供給のバランス、新たな販売先の開拓、人材の確保・育成を含めた生産体制の確立に取り組むとともに、既存施設の維持管理、攪拌機など機材の適正管理に努められたい。なお、事業実施にあたり指定管理者を含めた適正な事業計画に基づき、販売計画を遂行されることが担保された後に予算執行されるよう留意されたい。

議案審議

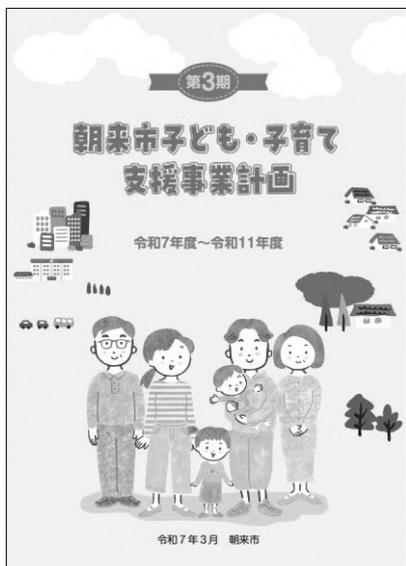
第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定した朝来市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度末をもって満了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画を定めるため、議会の議決を求めるもの。
文教民生常任委員会で審査し、全会一致で原案のとおり可決しました。

質疑

問 今回、この支援計画を策定する中でアンケートを実施されているが、対象が小学生の保護者及び就学前の保護者のみであり、中学生及び高校生の保護者の意見が反映されておらず、実態が把握できていない。

答 議員ご指摘のように、子育て支援法が対象を18歳までの子供としており、中学生及び高校生はの保護者にもアンケートを実施すべきであったと感じている。令和7年度から令和8年度にかけて策定する際は、40歳未満の方の年代まで、アンケートなり意見聴取を行っていく。



▲第3期
朝来市子ども・子育て支援事業計画



(議案第4号)

令和6年度一般会計補正予算(第8号) ※1月臨時会

令和6年度一般会計補正予算(第8号)は、現行予算額に1億220万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ218億5,010万円とするものです。

予算決算特別委員会で審査し、全会一致で可決しました。

質疑

問 水道料金の免除について、一般家庭及び事業者に対しての免除である。地区水道を用いて

いる三つの区について、代わりに補助というの考えているのか。

答 物価高騰対策として水道料金を減免するものであり、特設水道、また自家水道を使用されている方に対しては、通常の本市の水道料金より安価に料金設定されていることから、今回の補正の対象とはしていない。



(補正予算第8号)

補正予算(第8号)の主な内容

- 市内の社会福祉施設等への物価高騰に対する給付金等の追加 ……1,118万6,000円
- 児童扶養手当の支給を受けているひとり親世帯等への物価高騰に対する給付金等の追加 ……544万円
- 市内で子ども食堂を運営する団体への物価高騰に対する給付金の追加 ……5万円
- 令和6年度人事院勧告を踏まえ、10.7%の人員費増に対応する国の公定価格変更に合わせて市内私立園及び管外私立園等への給付費の追加 ……合計4,270万円
- 市内私立園及び私立学童クラブへの物価高騰対策として兵庫県が実施する制度に加え、その同額程度を市においても支援する補助金等の追加 ……合計238万5,000円
- 令和7年2月及び3月請求分の水道料金(基本料金)を免除することに伴い、水道事業会計への免除相当額の補助金の追加 ……4,020万円

令和6年度一般会計補正予算(第10号)

令和6年度一般会計補正予算(第10号)は、現行予算額に6億580万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ225億3,320万円とするものです。

予算決算特別委員会で審査し、全会一致で可決しました。

質疑

問 小・中学校の大規模改造事業において、バリアフリートイ

の整備に合わせ、オストメイトトイレの整備についても検討とのことであったと思うが、今回の補正内容について確認する。

答 大蔵小学校、朝来中学校とも和式便器を洋式便器に取り替える工事であり、湿式から乾式に変更する。洋式化に伴い、オストメイト対応のバリアフリートイレに改造していく。



(補正予算第10号)

補正予算(第10号)の主な内容

- ふるさと寄附金事業の、寄附額の増加による返礼品代金、送料、システム使用料及びふるさと創生基金等の追加 ……2億円
- 障害者自立支援給付事業の、給付額の実績見込みによる扶助費の追加 ……4,000万円
- 梁瀬小学校校舎大規模改造事業(校舎照明設備のLED化工事)の、設計監理委託料及び工事請負費の追加 ……2,872万8,000円
- 大蔵小学校・朝来中学校校舎大規模改造事業(和式便器の洋式化工事)の、設計監理委託料及び工事請負費の追加 ……3,406万円・4,925万円
- 梁瀬中学校屋内運動場長寿命化改良事業(屋内運動場の改修工事)の、設計監理委託料及び工事請負費等の追加 ……3億4,123万2,000円
- 生野中学校屋内運動場大規模改造事業(屋内運動場照明設備のLED化工事)の、設計監理委託料及び工事請負費等の追加 ……1,186万4,000円

※その他、決算見込みによる不用額の減額がありました。

予算審議

補正予算

賛否の状況
委員会報告

委員会調査報告

懲罰特別委員会

告発動議
懲罰動議

ハラスメント防止及び
根絶に関する条例

一般質問

表紙写真コメント
日程(6月定例会の予定)

3月定例会で審議した議案等に対する賛否の状況

| 議案名 | 議員名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|-----|------|
| | 上田幸広 | 横尾正信 | 松井道信 | 水田文夫 | 加藤貴之 | 関綾乃 | 吉田俊平 | 尾崎里美 | 藤原正伸 | 足立義美 | 西本英輔 | 森田龍司 | 藤本邦彦 | 日下茂 | 森下恒夫 | 嵯峨山博 | 瀧本稔 | 浅田郁雄 |
| 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度朝来市一般会計補正予算(第9号)について) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第3号 | 朝来市辺地総合整備計画を変更することについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第4号 | 第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第5号 | 第4期朝来市教育振興基本計画を定めることについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第6号 | 朝来市鳥獣被害対策実施隊設置条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第7号 | 朝来市公告式条例及び朝来市支所設置条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第8号 | 朝来市集会施設条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第9号 | 朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第10号 | 朝来市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第11号 | 朝来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第12号 | 朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第13号 | 朝来市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第14号 | 朝来市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第15号 | 朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第16号 | 朝来市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第17号 | 朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ※ |
| 議案第18号 | 朝来市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第19号 | 朝来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第20号 | 朝来市公共交通会議条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第21号 | 朝来市福祉多目的ホール条例を廃止する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第22号 | 令和7年度朝来市一般会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第23号 | 令和7年度朝来市国民健康保険特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第24号 | 令和7年度朝来市宅地開発事業特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第25号 | 令和7年度朝来市休日診療所特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第26号 | 令和7年度朝来市介護保険特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第27号 | 令和7年度朝来市後期高齢者医療特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第28号 | 令和7年度朝来市財産区特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第29号 | 令和7年度朝来市水道事業会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第30号 | 令和7年度朝来市工業用水道事業会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第31号 | 令和7年度朝来市下水道事業会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第32号 | 令和6年度朝来市一般会計補正予算(第10号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第33号 | 令和6年度朝来市介護保険特別会計補正予算(第3号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第34号 | 令和6年度朝来市水道事業会計補正予算(第5号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

予算審議

補正予算

賛否の状況
委員会報告

委員会調査報告

懲罰特別委員会

告発動議
懲罰動議

ハラスメント防止及び
根絶に関する条例

一般質問

表紙写真メント
日程(6月定例会の予定)

| 議案名 | 議員名 | 上田 | 横尾 | 松井 | 水田 | 加藤 | 関 | 吉田 | 尾崎 | 藤原 | 足立 | 西本 | 森田 | 藤本 | 日下 | 森下 | 嵯峨山 | 瀧本 | 浅田 |
|--------|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|
| | | 幸広 | 正信 | 道信 | 文夫 | 貴之 | 綾乃 | 俊平 | 里美 | 正伸 | 義美 | 英輔 | 龍司 | 邦彦 | 茂 | 恒夫 | 博 | 稔 | 郁雄 |
| 議案第35号 | 財産の無償譲渡について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議案第36号 | 財産の無償譲渡について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同意第1号 | 朝来市和田山町宮田財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同意第2号 | 朝来市和田山町岡、芳賀野財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同意第3号 | 朝来市和田山町竹田財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同意第4号 | 朝来市教育委員の任命につき同意を求めることについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 発議第1号 | 朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| — | 請願第1号の取下げについて | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| — | 請願受理及び個人情報取扱の事務に関する調査の件 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| — | 虚偽の証言に対する告発についての動議 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | * | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| — | 関綾乃議員に対する懲罰の件 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | * | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| — | 吉田俊平議員に対する懲罰の件 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | * | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |

※

賛成した議員は○ 反対した議員は× ※議長には通常、表決権がありません。 *自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。
■この件の採決の際、関綾乃議員は除名処分により議席を有していません。

閉会中も委員会活動に取り組みました

| 委員会 | 開催日 | 調査・協議事項 | 委員会 | 開催日 | 調査・協議事項 |
|---------------|-------|--|-------------|---------------|-------------------------------------|
| 総務常任委員会 | 1月20日 | 長野県上田市視察 (消防団員の確保策及び負担軽減について) | 議会 運営委員会 | 1月8日 | 第22回臨時会の議案等について等 |
| | 1月21日 | 長野県須坂市視察 (共同調達・共同利用での文書管理・電子 決裁システムの導入について) | | 1月15日 | 第22回臨時会について等 |
| | 1月24日 | 屋根付運動施設整備について等 | | 2月5日 | 議会改革調査特別委員会からの 引継事項について等 |
| | 1月31日 | 総合計画及び創生総合戦略について等 | | 2月17日 | 第23回朝来市議会定例会(令和7年 3月)の議案等について等 |
| 文教民生 常任委員会 | 1月28日 | 岐阜県海津市視察 (部活動の地域移行について) (「海津市子ども未来館ZüTToJ」の取組について) | | 2月25日 | 第23回朝来市議会定例会(令和7年 3月)の議事日程等について等 |
| | 1月29日 | 愛知県学校法人視察 (瀬戸SOLAN小学校の取組について) | | 広聴広報 常任委員会 | 1月24日 |
| | 2月6日 | 時代に即応した学校運営について等 | | | |
| 産業建設 常任委員会 | 1月23日 | 公共交通について | | | |
| | | 電子地域通貨等について | | | |
| | | 農業推進戦略プランについて | | | |

総務常任委員会

「(1)消防団員の確保策及び負担軽減について」及び「(2)共同調達・共同利用での文書管理・電子決済システムの導入について」

『調査の概要』

令和7年1月20日から21日にかけて、消防団員の確保策及び負担軽減については長野県上田市を、共同調達・共同利用での文書管理・電子決済システムの導入については長野県須坂市を視察し、調査を実施した。

『委員会のまとめ及び意見』

(1)上田市「消防団員の確保策及び負担軽減について」

- ・消防団員の負担軽減策として導入された「機能別消防団員」の任命は、平日昼間の火災対応を目的とした市職員の任命や分団毎の地域の実情に応じたOBの任命であり、地域特性を考慮した柔軟な制度設計として参考にされたい。
- ・出初式や操法大会の内容を見直し、拘束時間や準備負担の

軽減を図る取り組みは、団員の負担を軽減しつつも、行事の質を維持する工夫がなされていた。また、訓練や会議の参加対象者を絞り込み、スケジュール調整にも柔軟性を持たせる配慮がなされていた。いずれも、本市でも対応可能と思われることから、消防団員の負担軽減策として参考にされたい。

- ・消防団専用クラウドシステム「コムユタス」の導入により、迅速な情報共有や活動記録の効率化が図られており、デジタル技術を活用した負担軽減の好事例であるので、その導入についても検討されたい。
- ・団員確保のための広報活動について、PR動画やノベルティグッズを用いている点は、大いに参考にされたい。

- ・消防団の在り方や消防団の負担軽減を検討する諮問機関を設置することは、非常に大事なことと思われる。地域や社会情勢、消防団員の声を反映しながら非常備消防力の強化するため、その設置について検討されたい。
- ・消防団活動に係る被服や装備

の充実を図るため、その予算の充実に努められたい。

(2)須坂市「共同調達・共同利用での文書管理・電子決済システムの導入について」

システム導入による効果として、文書を「しまう」「探す」「引き継ぐ」に要する時間が著しく減少し、「文書管理・決裁に係るリソースの削減」に大きく貢献している。また、ペーパーレス化とペーパーレス化の実現に加え、出張中やテレワーク中でも文書起案や決裁処理が可能となったことは、時代に即した業務改革の成功事例と言え、働き方改革やオフィス改革にも大きく寄与している。さらにシステム導入に伴い、文書管理規程を全面的に改正し、操作手順をフローチャート化する等、全職員が理解しやすい仕組みを構築している点は、大いに参考にできる。

以上のことから、DX化を推進している本市においても文書管理システム・電子決済システムの導入については、早期に検討されたい。また、経費圧縮の観点から、南但広域行政事務組合

等を介した共同調達についても検討されたい。



委員会調査報告



▲管外視察の様子(長野県上田市)



▲管外視察の様子(長野県須坂市)

文教民生委員会

「部活動の地域移行について」
「こども未来館ZüTTO」
の取組について』
「瀬戸SOLAN小学校の教育
について」。

『調査の概要』

令和7年1月28日から29日にかけて、部活動の地域移行について及び「こども未来館ZüTTO」の取組については岐阜県海津市を、瀬戸SOLAN小学校の教育については愛知県瀬戸市の学校法人SOLAN学園を視察し、調査を実施した。

『委員会のまとめ及び意見』

朝来市の部活動の 地域移行について

教員にとって土日の休養日確保は働き方改革の成果となるものであり、部活動の地域移行には、学校・教育委員会・地域クラブやスポーツ指導者等との綿密な連携、地域住民・保護者等の理解が無ければ成しえないと感じた。

朝来市では現在、部活指導者として外部から市内中学校に2名配置されている。今後の部活動の地域移行にあたって、さらに外部指導者を導入していく場合、保護者が外部指導者を募集する海津市の取組は参考になる。部活動の地域移行における初期対応として例えば、課題の多いと思われる平日実施の前に、土日の地域移行を先行させる手法もあり得ると考える。

また、朝来市において生徒数の少ない学校では部活数が少なく、やりたい部活ができない状況にあることから、市内4中学校全体を視野に地域移行を考え、主役の子供たちの思いを十分に聞き取りながら繋げて行く必要がある。さらに、地域部活動はスポーツを楽しむのか勝利を目指すのかについても協議が必要であり、楽しみながらも勝利したいという意見等との調和が必要になってくると考える。

こども子育て交流施設について

開館からわずか2ヶ月で来館者1万人を突破した人気施設であり、来館者の85%がSNS等

の口コミによる市外からの来場者であることから、「こども未来館ZüTTO」のような施設は子育て世代のニーズが高く、全国的にも必要とされている施設と考える。

施設には、緊急避難の備蓄品等が準備されており、さらに移住定住情報の提供などによる多機能化も可能であろう。

保護者が安心して乳幼児を遊ばせるための年齢別エリア配置、子どもたちを見守るための保育士資格などを持つプレイリーダーの配置、市の保健師による相談窓口の定期的な設置や、子育て世代の悩みや不安に対する相談体制の充実などは、子ども子育て交流施設の大切な機能だと感じた。

朝来市においても、子育て支援策の有効な事業として児童館は必要であり、喫緊の課題であると強く感じた。

朝来市における学校教育について

現代教育の理想像を掲げ、私学の利点を最大限に生かした学校運営の素晴らしさを感じた。文科省の「個別最適・協働的な

学び」を忠実に実行したものであるが、朝来市でこれを実現するためには、多くの教員確保をはじめとして様々なソフト・ハードの環境整備などによって多額の費用が必要となり課題が多い。

しかし、公立学校でも瀬戸SOLAN小学校の様な教育方針を参考に、限られた資源で最大限良い部分を取り入れながら、環境整備や柔軟なカリキュラム設定、自己探求や論理的思考の充実、教員配置などソフト・ハードの充実がどうすれば可能かを研究し、今後のより充実した少人数教育を目指すしていくことは、朝来市にとって重要な課題であると考え



▲管外視察の様子(岐阜県海津市「こども未来館ZüTTO」)

関綾乃議員に対する除名処分を可決

令和6年12月定例会の最終日、日下議員から「関綾乃議員に対する辞職勧告決議」が提出され、その審議中、関議員が発言を求め、弁明をされました。その弁明の中で、請願第3号請願者に対する侮辱発言があったとして藤原議員(ほか2名)から懲罰動議の提出があり、懲罰特別委員会による審査が行われてきました。

3月定例会最終日に懲罰特別委員会委員長からの審査報告があり、その内容は、除名の懲罰を科すべきものと認めるというものでした。委員長報告に対する質疑・討論・採決の結果、報告のとおり、除名の懲罰を科すことが可決されました。

懲罰特別委員会は、令和7年1月14日、1月30日、2月17日、2月25日、3月19日、3月24日の計6回開催されました。

事件の性質上、市民の個人情報保護に関する配慮が必要であるとの判断から、委員会は秘密会とすることが決定されましたが、その必要がなくなった第5回委員会から秘密会は解除されました。

反対討論

淵本 稔 議員が同僚議員の政治生命を奪うことになる除名処分には反対。関議員は情報を正しく伝えようと近所をたずね歩いただけで不当な圧力をかけた事実ない。

加藤貴之 発言に問題あるが、判例や全国の事例に照らし合せて、除名処分は大きすぎる。市民がリコールするならともかく、議員が辞めさせることは基本的にできないと考える。

賛成討論

西本英輔 関議員の問題発言は多くあるが入念に準備されたもので意図的。特に請願人が民生委員であることに関連しての人格否定や名誉を著しく毀損する発言は悪質で議員として許されるものではない。議員が保身のために請願人、賛同人、また市議会を侮辱し貶める発言は議員の資質欠く。

横尾正信 本事件の特徴は、全国のどこにも類似事件がない

ほど、最大級の事件であること。16人の自宅へ押しかけ請願撤回を働きかけたことを議場で正しいと弁護することは常識ではありえない。

足立義美 自分の行動、発言が100%正しいとする弁明を放置すれば議会の秩序維持は困難。議会への信頼も低下。除名やむなし。

藤本邦彦 罪のない市民に対して嘘の事実で誹謗中傷する発言を、議場で堂々とすることは、議員として絶対許されない。

関綾乃議員に対する懲罰の件

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 浅田 郁雄 | 淵本 稔 | 嵯峨山 博 | 森下 恒夫 | 日下 茂 | 藤本 邦彦 | 藤田 龍司 | 西本 英輔 | 足立 義美 | 藤原 正伸 | 尾崎 里美 | 吉田 俊平 | 関 綾乃 | 加藤 貴之 | 水田 文夫 | 松井 道信 | 横尾 正信 | 上田 幸広 |
| ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | * | × | ○ | ○ | ○ | ○ |

賛成した議員は○ 反対した議員は×
*自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。
賛成 13、反対 4 で可決。(特別多数議決)

地方自治法第135条

- 1、懲罰は、左の通りとする。
 - ①公開の議場における戒告
 - ②公開の議場における陳謝
 - ③一定期間の出席停止
 - ④除名

- 2、懲罰の動議を議題とするに当っては、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならない。
- 3、第1項第4号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

※除名については特に慎重を要するため、特別多数議決の規定が設けられており、議長も表決権を有します。
今回のケースでは、13人以上の同意が必要です。



質疑・討論・採決の様子は録画映像インターネット配信をご覧ください。

懲罰特別委員会審査報告書（令和7年3月26日）

■ 要旨

(1) 調査の経過について(Ⅰ)

令和6年12月24日、12月議会最終日において、関議員は自らへの議員辞職勧告決議の提出に際し、申し出により10分間にわたり弁明の陳述を行った。この際の陳述に対して、発言内容に「請願第3号吉田俊平議員の即時議員辞職を求める請願」に係る請願者と請願賛同者に対する侮辱発言があるとして複数の議員により懲罰動議が提出された。動議が可決され懲罰委員会が設置された。

6回の委員会が開催され、慎重に審査を行った。その結果、10分間にわたる発言中に、議会としては到底許容できない発言が多く、懲罰を科するのは当然として、その懲罰においても、最も厳しい「除名」が適切であるとの結論に至ったものである。

(2) 調査の経過について(Ⅱ)

関議員の昨年6月20日、21日の両日にわたり請願賛同者の自宅16ヶ所を戸別訪問し、請願主旨を否定し、賛同者撤回を求めて回った行為は、憲法や法、条例に違反しており議員として到底許されざるものであった。これは百条調査委員会の報告の通りである。

しかし関議員は、昨年12月24日の本会議での弁明で、公然とこれらの違法行為を正当化する発言をなし、かつ請願者や賛同者など多くの市民を公然と侮辱しその名誉を毀損する発言をした。それ故これらの発言に対し懲罰の動議が提出されたのである。

審査の結果、多くの発言が、議員の活動範囲を著しく超えた違法行為の多くを公然と擁護・正当化するものであり、議会の秩序を破壊し議員としての倫理からも大きく逸脱しており、議員の資格を剥奪する「除名」処分が最も適切な処分であるとした。

(3) 総括的評価は以下である

①憲法16条は、国民が「公務員の罷免、その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有している」とし「かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」としている。しかるに関議員は市民の請願の受け手である議会の構成員にもかかわらず、個人で勝手に16人もの請願署名人の自宅を訪問し、その請願主旨を否定し、署名を撤回するように要請して回り、平穩に請願する権利を侵害した。この議員としてあるまじき違法行為を本会議の弁明で違法

性を否定し公然と擁護した発言は、全国的にも稀有な事例で、前代未聞であり、議員除名に値する。

②憲法21条は、国民の言論の自由、表現の自由を保障している。請願の主旨や署名の集め方は、違法でない限り、自由であり、請願の受け手である議会や議員が不必要に干渉することは許されていない。請願趣旨を否定したり、「署名した真意」を聞いて回るなどは、政治的権利を侵し表現の自由を侵害している。また請願者の名誉を不当かつ公然と貶める発言も多く、議員として許されない。

③請願者が提出した請願に添付されていた賛同署名者名簿は、議会が個人情報保護条例に基づいて、適正に管理すべきものであり、その名簿を、議会での請願審査以外の目的に利用することは同条例12条によって許されていない。しかし関議員は、自ら名簿を個別訪問に利用して、目的外利用をしたにもかかわらず、「公開情報を利用して何が悪いのか」と公然と目的外利用を正当化した発言を繰り返した。

議会個人情報保護条例は関議員も制定に賛同した一人である。その条例違反行為をかくも公然と擁護するとあっては、法令順守を旨とする議員の資格が問われるのはやむを得ない。

以上が関議員に科すべき懲罰を、除名と決定した主な理由である。

憲法第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

憲法第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

朝来市議会の個人情報の保護に関する条例第12条

議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

懲罰特別委員会審査報告書については、朝来市議会ホームページをご覧ください。



吉田俊平議員の「虚偽証言」告発を決議

■ 動議の提出

3月定例会最終日の3月26日、請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会からの調査結果報告の後、水田議員(ほか2名)から、「虚偽の証言に対する告発についての動議」が提出されました。

■ 提案理由要旨

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会における証人尋問において、吉田俊平議員の証言に虚偽が認められたことから、地方自治法第100条第9項の規定により、神戸地方検察庁に対し告発を行おうとするもの。

■ 告発対象発言

「請願第3号の写しまたは電子データを第三者に提供したことはない。」
「LINEグループの会員に請願第3号の内容を送った記憶はない。」
「送付されたPDFファイルの入手経路は分からない。」

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査報告(要旨)

賛成12名、反対4名、賛成多数により、
告発することを決定しました。

本委員会の設置と当該案件の調査は、市民の基本的な権利である請願権の適正な行使を保障し、市議会の透明性と公正性を確保するために、特に重要な位置を占めることとなった。主たる報告は既に、12月議会での中間報告としてなしている。ここでは、議員証言の信ぴょう性や虚偽陳述の可能性が新たな論点として浮上したことに伴い、追加調査を行ったものである。特に吉田俊平議員、関綾乃議員、森田龍司議員の証言について偽証の疑いが濃いと判断し、三人の議員の虚偽陳述(偽証)の有無及び告発の要否について追加調査を行った。

特に議員の証言の真実性が問われた本件では、虚偽陳述の罪(地方自治法第100条第7項)の適用可能性が問題となる。市議会の調査権を適正に機能させるためには、証言の信頼性の担保が不可欠であり、虚偽陳述が確認された場合には告発を含む適切な措置を講じることが求められている。(地方自治法第100条第9項)

調査の結果、関議員の陳述については多岐にわたり、虚偽証言の疑いのある発言があるものの確たる証拠がなく「疑わしいものの虚偽陳述と断定するには至らない」とした。

また森田議員の陳述についても「証言の一貫性に欠けるものの虚偽陳述の故意性を立証

するのは困難である」とした。

吉田俊平議員の陳述については、広範多岐にわたって多くの虚偽陳述の疑いが認められたところであるが、委員会としては、確たる証拠を示すことのできる第三者へのSNSによる情報提供についてのみ取り扱うこととした。

吉田議員は、請願情報(賛同者名簿を含む)の第三者への提供について次のように証言した。

「請願第3号の写しまたは電子データを第三者に提供したことはない。」

しかし、調査の結果、吉田議員が自身のLINEグループ「しゅんぺい会」の全会員に本件請願のデータを送信していたことがスクリーンショットにより確認されている。またそこに記録されている送信時のメッセージからは、吉田議員が本件情報の内容について相当の関心を示していたことがうかがえる。

委員会では、具体的な証拠があるにもかかわらず、否認を続ける姿勢は偽証の意図を示唆すること、PDFファイルについて詳細に説明する文章を入力・送信しており、一連の事実を失念することは考えられないことなどから、吉田議員の証言は、客観的証拠との明確な矛盾が認められ、意図的な虚偽陳述の蓋然性が極めて高いと評価した。



請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査報告書については、朝来市議会ホームページをご覧ください。

吉田俊平議員に対する戒告処分を可決

■ 懲罰対象とする事件の事実経過

3月定例会初日の令和7年2月26日、議場において藤岡市長が施政方針演説をしていた時（12時12分7秒）、吉田議員が「昼休憩なので暫時休憩いただけませんか。」と発言し、市長の演説が中断されました。また、演説中断に対する市長の抗議に対し、吉田議員は反論・抗議の発言を続けようとしていました。

■ 懲罰動議の提出

この事件を受け、2月28日に日下議員（ほか2名）から「吉田議員の不適切発言に対する懲罰動議」が提出され、3月3日の本会議において、懲罰特別委員会に付託されました。

■ 決議内容

3月定例会最終日の3月26日、懲罰特別委員会委員長から審査報告があり、その内容は、公開の議場における戒告の懲罰を科すべきというものでした。このことについて質疑・討論はなく、賛成多数で、報告のとおり公開の議場における戒告の懲罰を科することが決定されました。

懲罰特別委員会報告（要旨）

委員会では吉田議員の当該発言と発言がなされた状況を精査し、関連する法令・規則と照らし合せて審査した結果、次の結論を得た。

- ①吉田議員の最初の発言「昼休憩なので暫時休憩いただけませんか」は、不規則発言であり、動議の発議とは認められていない。
- ②「失礼かどうかと言われたら、議事進行については議員

が発言する…」という発言は、議長の再三の制止にも拘らず、議長長の議事進行の指揮に逆らい議事進行を妨害した点で悪質な不規則発言であると認めらる。

特に、議長長の発言制止の指揮に従わず、市長への反論と抗議を続け、秩序を乱し議事進行を妨害・混乱させたことは許されない。よって、公開の議場における戒告処分が適当と認める。

戒告文

吉田俊平議員は、2月26日の会議における藤岡市長の令和7年度施政方針の表明中において、議長長の制止を振り切り、不適切な言辞を用い、議会の秩序を乱し品位を汚したことは、秩序を守るべき議員の職責に鑑みて、誠に遺憾である。

よって、地方自治法第135条第1項第1号及び朝来市議会会議規則第155条の規定により、戒告する。

吉田俊平議員に対する懲罰の件

| | |
|-------|---|
| 浅田 郁雄 | ※ |
| 淵本 稔 | × |
| 嵯峨山 博 | ○ |
| 森下 恒夫 | ○ |
| 日下 茂 | ○ |
| 藤本 邦彦 | ○ |
| 森田 龍司 | ○ |
| 西本 英輔 | ○ |
| 足立 義美 | ○ |
| 藤原 正伸 | ○ |
| 尾崎 里美 | ○ |
| 吉田 俊平 | * |
| 加藤 貴之 | ○ |
| 水田 文夫 | ○ |
| 松井 道信 | ○ |
| 横尾 正信 | ○ |
| 上田 幸広 | ○ |

賛成した議員は○ 反対した議員は×
 ※議長には通常、表決権がありません。
 *自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。

朝来市会議規則

第50条

発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

第144条

議員は、議会の品位を重んじなければならない。

第146条

何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

懲罰特別委員会審査報告書については、朝来市議会ホームページをご覧ください。



予算審議

補正予算

賛否の状況
委員会報告

委員会調査報告

懲罰特別委員会

告発動議
懲罰動議

ハラスメント防止及び
根絶に関する条例

一般質問

表紙写真コメント
日程(6月定例会の予定)

「朝来市議会議員のハラスメントの防止 及び根絶に関する条例」について

令和5年10月26日、副市長名による「議員の職員に対するハラスメント防止に関する申し入れ」を受けました。その内容は、『委員会等の場において、職員への長時間にわたる拘束や強い口調での叱責などの事案が確認されたことから、議員によるハラスメントの有無を把握するためアンケートを実施した。その結果、回答者の約4割が「議員からのハラスメントを受けたことがある」又は「見たことがある」と回答していることや、その内容として「威圧的・高圧的な対応」、「大声で叱責、意に沿わない対応に恫喝」や「長時間の拘束」などの事案が確認された。』というものでした。

これを受け、11月29日に議員及び市長あてに「朝来市議会ハラスメント防止について」の通知を行い、12月25日には「朝来市議会議員のハラスメント根絶に関する決議」を全会一致で可決しました。

その後、議会運営委員会においてハラスメント防止条例の制定に向けて協議を重ね、令和6年12月24日、「朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例制定について」を決議し、全会一致で可決、制定しました。前号で報告できていなかった条例の主な内容について紹介します。

(目的)

朝来市議会議員による朝来市職員及び他の議員に対するハラスメントを防止し、及び根絶するための措置を講じることにより、朝来市議会からハラスメントを一掃し、個人の尊重と信頼に基づいてお互いの能力が十分に発揮される良好な環境を確保することで、市政の発展と市民福祉の向上に寄与し、信頼される議会を実現することを目的とする。

(議長の責務)

議長は、研修の実施を含む適切な対策を講じ、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員に対してハラスメントの禁止を周知徹底する責任を負う。

議会におけるハラスメントの問題を解決する体制を整備し、議会の健全な環境の確保に努めなければならない。

(議員の責務)

議員は、自らの言動を常に客観的に考え、公正で誠実な活動に努め、ハラスメントをしてはならない。

(ハラスメントの実態調査)

議長は、議員によるハラスメントの発生状況を定期的に調査し、その結果を公表する。

(苦情相談)

議員からハラスメントを受け、又はその事実があると思料する職員又は議員は、議長に対し、ハラスメントに関する苦情相談を行うことができる。

議長は、苦情相談を受けたときは、その調査及び解決策の協議を議会運営委員会に依頼するものとする。この場合において、議会運営委員会が必要があると認めるときは、外部の有識者から意見を聴取することができる。

(対応措置)

議長は、議会運営委員会の報告によりハラスメントの事実を確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名及び言動の内容を公表する。

(被害者等のプライバシーの保護)

議員は、苦情相談を行った者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該苦情相談に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

市政を問う



一般質問(代表・個人)では、市長などの執行機関に対して、事務の執行状況や将来の方針等について問い質し、また、行政施策に対する提案等も行います。

なお、内容と写真は各議員が560字以内にまとめ提出したもので、質問順に掲載しています。紙面の制約上、質問・答弁とも要約されており、文責は各議員にあります。



代表質問

令和7年度施政方針を問う

清風の絆 足立義美



○ラジコン草刈り機を貸出へ

問 大きな畔の草刈りは労力と危険を伴い、放置されがちである。ラジコン草刈り機無償貸付委託事業の具体的な内容を伺う。

答 委託事業として、市内の農業具業者5社に異なる機種を1台ずつ所有していただき、機械の損料や貸出・返却費用、保険料、刈刃交換費用などは市が負担し、返還時の点検料、燃料は使用団体等で負担していただく予定としている。

○オーガニック農業の推進

問 令和6年度にオーガニックビレッジ宣言がされ、有機農業推進の取り組みが進められている。市内で有機JAS認証を受けた商品は販売されているか。

答 現在、コウノトリ育む農法のお米やアイガモ農法のお米、黒大豆などが販売されており、コウノトリ育む農法のお米は学校給食にも利用されている。

問 有機農業の産地づくりには6次産業化が不可欠だと考える

が、具体的な取り組みはあるか。

答 6次産業化は非常に重要な要素だが、現在は生産量の拡大が優先課題である。今後、生産量を増やしつつ加工や販売拡大を検討していきたい。

○地域自治協議会への支援

問 事務局運営費を大幅に増額されるとのことだが、一部を事業費へ流用することは可能か。

答 最低賃金の上昇に対応するためにも雇用条件を改善するためであり、事業費への流用はできないと考えている。



▲始まる ラジコン草刈り機の貸出し



代表質問

明るい未来に向けて

朝来市創生の会 嵯峨山 博



○ SNSでの誹謗中傷について

問 県知事は誹謗中傷抑制となる条例を考えると聞かれています。市長はどのように考えているか。

答 言葉の暴力は時として、人の命を奪うこともある。私たち一人ひとりがこのことを心に刻み、社会全体でSNSの誤った使い方を改めていく必要がある。国の法整備に伴う具体的な効果や、現在、県が進めている条例制定などを注視し、県内の市町や関係機関と連携し、差別や誹謗中傷抑制に努めてまいりたい。

○ 保育料無償化について

問 第一子からの保育料無償化について、どのように検討されてきたのか。

答 子育て支援策は重要なことであり、令和7年度予算でも、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、保育料無償化も視野に入れて検討してきたが、小中学校の給食費の無償化や児童生徒へ配布しているタブレットの更新など支出財源がかさんだ。

令和8年度以降に検討する。

○ 地域コミュニティの強化を

問 岡山市ではアプリを利用し、消防団員の出勤可否確認や、出勤された時間の把握を行うようなことも考えていた。本市も検討する必要があるのではないかと聞かれています。本市も検討する必要があるのではないかと聞かれています。

答 令和5年度より団員への連絡通知や分団長や幹部への連絡報告業務などメールやLOGOフォーム等により徐々にDX化を行っており、進めようと考えている。消防団の効率的な運営が行えるように研究していく。



▲正しくインターネットを利用しましょう



代表質問

スマート農業技術活用と推進

自由倶楽部 日下 茂



○ 22市長の告発への見解は？

問 知事選で22市長を公選法違反で告発し、県警が受理したが、市民の皆様は不安をかきたてる事になり心から詫びたい。

答 AI技術導入に更なる研究を

問 AIが日進月歩で進化している。医療、教育、農業、交通

等で導入が進んでいるが、本市でも更なる研究に取り組むべきでないか。

答 本市もAIを活用し、業務の省力化に取り組んでいるが、更にDX化を進めたい。

○ 農業にAI技術導入支援を！

問 スマート農業には、ドローンやロボットの導入が不可欠だが、維持管理に多額の出費が伴う、支援策を講じる考えはないか。

答 スマート農業は生産、作業の合理化に大きく寄与する。ドローンや自動走行トラクター導入に向け、内閣府に交付金を申請している。採択を期待している。

○ 和田山駅自由通路設置は周辺の活性化と人の集まり対策を！

問 駅と周辺再開発は民間力を活用し、賑いづくりをすれば周辺施設も生きてくる。播但線五

駅も人の集まる工夫が必要だ。

答 和田山駅南北の構想は、大型投資が必要。新井駅、生野駅

も関係者と協議して進めたい。

○ 播但線の電化と高速化を！

問 電化も必要だが、振り子列車の導入も高速化の手段だ。

答 革新的な取組みも、県と協議していきたい。



▲AIを活用したスマート農業の推進と支援を



個人質問

「チーム朝来市」で 次の20年も!

加藤貴之



問 朝来市20年。市の一体感醸成のため、三支所の目立つ場所に市章の設置を。

答 生野・朝来は新庁舎建設に合わせ設置したい。山東は今後検討。

問 親世代との近居と都市的な生活の両立を望む家族は多い。住宅取得等応援補助金の近居加算を見直し、同一市内の近居に加算を。

答 集落維持や子育て支援、高齢者見守りのため、現在同一区内に近居加算を設定。若者の価値観も考慮し、拡大も含め検討したい。

問 市内商業施設・商業地の活性化のため、空き店舗バンクの創設を。

答 空き店舗は民間不動産事業者が斡旋中。空き店舗対策は研究したい。

問 生野・山口間のバス増便に向けた取り組みは。

答 生野方面から医療センター、イオン等の利便性向上のため、

バス再編協議の中で幹線の増便を依頼中。

問 欧州からの観光拡大に向け、仏バルビゾン村と観光分野でも協力を。

答 昨秋の村長ら来訪を機に、その話し合いを進めている。

問 山間部の観光・地域振興のため、黒川地区等へ空飛ぶクルマの離着陸場設置の検討を。

答 県は令和12〜17年の実用化を想定。市での具体的検討は時期尚早。



▲朝来市は今年20歳



個人質問

行政改革と組織改革を!

吉田俊平



問 苦情の窓口を設置すべきだ。改善が必要な事案や苦情頂いた内容は組織内で十分共有しながら再発防止に向けて取組んでおり、その取組を強化したい。

○防犯について

問 市内のインターチェンジ交差点や主要交差点、駅等に市が防犯カメラを設置すべきだ。

答 駅や公共施設などに市の安全・安心カメラを設置し、家庭用防犯カメラやセンサーライトなど個人向けの防犯対策補助金の創設を担当課に指示した。

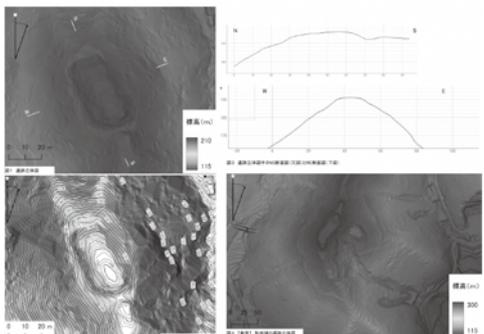
○南但馬王墓群の

国の指定について

問 多々良木、和田山、朝来、生野、山東、竹ノ内、粟鹿神社、威徳神社、石部神社などの起源や歴史をしっかりと把握していく事が今後の保存活用計画に必要になってくるのではないか。

答 地域に残る歴史文化遺産の調査を実施したい。

問 私が宮崎県のひなたGISを利用して発見した仮称和田古墳



▲新たに発見され県立考古博物館から長方墳と見解が示された仮称・和田古墳図

墳は、兵庫県立考古学博物館から弥生時代後期若しくは古墳時代の長方墳との見解が示されているが、試掘すべきではないか。

答 今回見つかった遺跡は、今後に試掘等を検討したい。

問 風土記の丘といったものの整備を検討すべきではないか。

答 古墳等の保存活用や整備は検討すべきと認識しており、保存活用や整備に係る事業について、国の補助金等を活用できないか現在調査研究しており、今後も研究していきたい。



個人質問

住み続けたい

元気で美しい朝来市

水田文夫



○日本農業遺産の認定を生かせ

問 岩津ねぎの認定を市長はどのように捉えているか。

答 唯一無二の朝来市特産の岩津ねぎのさらなる振興とブランド化を図り、持続可能な農業への取組を進める。

問 ねぎ栽培の機械化は。

答 圃場での作業は、ほぼ機械化が確立されている。

問 大量の出荷には、共同出荷施設・包装センターが必要では。

答 共同出荷場は、認識しており、施設整備に当たり国への働きかけも行っていきたい。

問 少し小さくても岩津ねぎで売れることはできないか。

答 加工用、業務用であつては、出荷先との調整で販売可能であると認識している。

○道の駅あさごについて

問 道の駅は老朽化が激しく、インパクトが希薄なように思う。市長はどのように見るか。

答 今の道の駅あさごは、現状、ニーズに合致していない部分もある

ると思っている。

問 道の駅を核として、芸術の森をワンデイリゾートのメッカにすることを提案する。兵庫県立芸術文化観光専門職大学と連携して進められないか。

答 芸術の森及び道の駅に含めた地域としての魅力及びこの周遊の機会を増やす取組などが必要と思っている。様々な課題も確認しながら、専門職大学も含め、芸術観光との連携事業が展開できるような研究はしていきたいと考えている。



▲今年も、たくさんの岩津ねぎが出荷されました



個人質問

子どもの貧困問題について

松井道信



問 朝来市の子どもの貧困の実態について。貧困率ほどの程度か。近年、貧困問題はどのように推移していると考えているか。

答 令和元年度に調査を実施したが、相対的貧困率の把握までは出来ていない。子供の貧困の実態把握の必要性を感じており、来年度から取り組む、こども計画策定に向けたアンケート調査で実施を研究していきたい。

問 貧困が子どもの学習や健康に与える影響について、どのように捉えているのか。

答 貧困家庭だけを対象とした調査は行っていないが、授業づくりのユニバーサルデザイン化と共に、児童生徒の健康面の実態把握等から、健やかな成長に繋がる取り組みを行っている。

問 貧困の連鎖を防ぐ手立ては。

答 関係機関とともに生活困窮に係る相談支援体制を構築している。この相談に応じ、個別支援会議を随時開催して対応。心のケア相談や市内巡回による相

談窓口の開設も適宜行っている。

問 貧困世帯の子供の意見を聞く機会や仕組みを設けているか。

答 現在は無い。来年度からこども計画の策定に向け、子ども当事者にもアンケート調査や意見聴取を行っていく。

問 こどもの精神的幸福度を向上させるには。

答 日本の子供の精神的幸福度は、38か国中37位と報告されている。今後、子どもまんなか社会の実現に向け、取組を推進していきたいと考えている。



▲先進国の子どもの状況を比較分析し掲載する ユニセフ発行の「レポートカード」

予算審議

補正予算

賛否の状況
委員会報告

委員会調査報告

懲罰特別委員会

告発動議
懲罰動議

ハラスメント防止及び
根絶に関する条例

一般質問

表紙写真コメント
日程(6月定例会の予定)



個人質問

和田山・山東エリア運行の 準備は万全か

横尾正信



問 生野でデマンド型の乗合タクシーの利用が始まって10ヶ月が経過した。述べ利用者が6000人。利用者アンケートによって利用者データもでた。利用者の半数以上が免許や車の保有者だった。

答 これを機会にして高齢者の免許返納が進むのではないかと期待する。

問 利用者のうち75歳以上が66%、65〜74歳が22%で高齢者利用が88%を占める。

答 見込み通りと考えている。

問 旧アコバス利用者は33%、それ以外が67%、つまり、それまでタクシーや家族送迎を利用して来た人やマイカー利用者の利用が増加した。

答 70%近くが、新規利用者であるという認識を持っている。

問 満足度のデータもある。それによれば、①自宅まで迎えに来てくれる②家族に頼らなくて良い③タクシーを頼まなくて良いなどだ。



▲4月から北部エリアで運行開始の「あさGO」

答 施策のねらい通りである。効果についてのアンケート①外出機会が増えた②外出の楽しみが増えた③家族に頼らず好きな所へ行ける④友人に会う機会が増えたなどだが。

答 これも、施策のねらい通りであるとうれしく思っている。

問 さて、4月から最大の北部エリアで運行開始される。2万人の人口にわずか5台の配置である。台数は足りるのか。

答 運行状況を充分注視してまいる。

積極財政と 自主財源確保に向けた戦略



個人質問

藤原正伸



問 令和7年度の積極財政型予算では、市債や基金への依存が高まり、将来的な返済負担を懸念。市債の増加は財政リスクを伴い、長期的な財政運営の健全性と返済計画の明確化が必要。

答 市債は和田山ジュピターホール改修や産業団地造成など大型事業のため発行。向こう10年の財政収支見通しを基に予算編成しており、今後は交付税算入率や繰上償還も考慮し、収支状況を検証しながら健全な財政運営に努める。

問 企業誘致やふるさと納税による自主財源確保の具体策が重要。ふるさと納税の持続的な確保に向けた差別化戦略や安定的運用の方針について見解を伺う。

答 若者に選ばれる企業の誘致に向け、令和7年度から企業選定に取り組む。ふるさと納税は返礼品開拓や魅力向上に努め、今年度見込と同様7億円を目標。

問 竹田城跡を中心としたプロモーション強化だけでなく、観光客の増加による市内経済への影響を明確にし、消費動向や経済波及効果を含めた評価が必要。目標設定や施策の実効性をどう評価・算定するか。

答 竹田城跡の入場者数は20万人を目標とし、市内観光客は令和10年度に263万人、観光消費額は97.6億円を見込む。宿泊者数・消費額の増加により税収・雇用拡大を期待。現在、産業連関表を作成中で、観光客アンケート等を通じ、観光による経済効果の試算に取り組む方針。



▶今を支え、未来へつなぐ確かな一歩を



個人質問

自治協議会の活性化のために

藤本邦彦



○多様な市民の参加が課題

問 地域自治協議会の課題は何か。どのような支援が必要か。

答 集落の状況を踏まえ地域をより良く変えていくために、これまででの役割や事業を見直す必要がある。自治協議会と区の役割の整理や、多様な人たちがまちづくりに関われる仕組み作りが必要と考えている。

市としても支所並びに和田山地域振興課と自治協議会の連携を強化し、庁内の各部署が情報共有できる横断的な連携体制を構築したい。

問 市民アンケートによれば自治協議会の活動に参加した市民は33%弱と少ないようだ。

答 自治協議会では市民が参加しやすいよう参加の場づくりや活動の周知に取り組んで頂いている。市ではテーマ型コミュニケーションの活動との連携など、多様な主体の参画を推進したい。

引き続き、市内11自治協議会の会長・事務局長会議の開催や、

3市連携事業による研修会、意見交換会への参加などで支援していきたい。

問 自治協議会にもっと多くの若者や女性の参加が必要。

答 若者や女性の参加が少ないことは、どの自治協議会においても大きな課題。自治協議会は住民一人一人が参加の主体。多様な人たちが関われる運営が望ましい。市としても効果的な伴走支援をめざし、庁内に横断的な支援体制を構築しつつ、地域協働を推進する。



▲地域で子どもを育てる自治協活動



個人質問

暮らししやすいまちをめざして

上田幸広



○ジェンダー平等について

問 ジェンダー（固定的な性別役割、分担意識）平等について市長の見解を伺う。

答 人材育成や啓発など女性活躍を推進していくことが市全体のジェンダー平等への意識改革につながると思う。

○野焼きについて

問 野焼きの現状とその対応について伺う。

答 苦情の件数は、令和5年度9件、令和6年度5件。延焼の危険性や煙、臭いによる健康被害などの訴えがある場合、消火するよう注意喚起を行っている。

問 野焼きではなく、丹波篠山市では雑木や竹林の伐採材を利用し無煙炭化機でバイオ炭を生産し農地の土壌改良に役立っている。朝来市においても推進してはどうか。

答 農家の皆様、地域住民の皆様と意見交換をするなど研究する必要はある。

○防犯意識の向上について

問 市民が購入する家庭用防犯カメラの設置助成をすべきでは。

答 家庭用防犯カメラやセンサーライトなど防犯対策補助金の創設を担当課に指示している。

○障害のある方への支援について

問 網膜色素変性症の方が利用される暗色視支援眼鏡を、また自宅で人工呼吸器や痰吸引器を使用される方に非常用電源を助成できないか。

答 情報収集し研究・検討したい。



▶無煙炭化機を利用しバイオ炭づくり（上八代宮農組合）

予算審議

補正予算

賛否の状況
委員会報告

委員会調査報告

懲罰特別委員会

告発動議
懲罰動議

ハラスメント防止及び
根絶に関する条例

一般質問

表紙写真コメント
日程(6月定例会の予定)

表紙写真の

声



兵庫県立生野高等学校
第1学年 学年主任
吉田 宏之 教諭



▲令和7年度 兵庫県立生野高等学校 新入生 32名

4月8日、多くのご来賓と保護者とに見守られ、県立生野高等学校第80回入学式を挙行了しました。

厳しかったこの冬の名残の中にも確かに感じ取ることのできる春の息吹が、新入生32名を歓迎してくれるかのようなようでした。幼なじみ、顔なじみの中で過ごしてきた中学生活とは違い、まだ名も知らぬ新しい友との出会いと、今日から始まる高校生活への緊張感に引き締まる表情も初々しく感じられます。

学校長式辞の「夢を抱くことを大切にしながら、その実現に向けての努力を怠らず、進むべき方向をしっかりと見定めて欲しい。」という激励の言葉を受けた新入生代表が、高校生活への意気込みを込めて力強く宣誓しました。

生野高校では、大学進学を目指す高度な授業だけではなく、就職に向け、幅広い職業分野に対応すべく用意された学習に加え、地域の抱える課題を直視し、その解決を通して広く世界に羽ばたこうとする探究学習『ゆめいく』を展開しています。その理念や目標を各々が胸に刻みながら、力強く躍動してくれることを願います。



▲生野高校マスコットキャラクター「いくのん」

議会を傍聴してみませんか？



本会議や常任委員会・特別委員会はどこなたでも自由に傍聴できます。

会議当日に住所・氏名をご記入していただくだけで傍聴できます。

お気軽にお越しください。

受付場所：朝来市役所本庁舎5階

お問い合わせは議会事務局

TEL 672-1930 まで

6月定例会の予定

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---------------|-------------|------|---------------|---------------|
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 本会議 | | | | |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| | 一般質問 | 一般質問 | 一般質問 | 文教民生 常任委員会 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 産業建設 常任委員会 | 総務常任 委員会 | | 予算決算 特別委員会 | |
| 30 | | | | |
| 本会議 | | | | |

最新の日程については、朝来市議会ホームページをご覧ください。